

「点検商法」にご用心！

～給湯器や屋根の点検と称して勧誘する手口が増えています～

トラブル事例

- ・「給湯器を無料で点検する」と言われ、ガス会社だろうと思い点検してもらったところ、「明日にでも壊れそうだから給湯器の交換工事が必要」と言われて不安になり、その場で高額の契約をしてしまった。

他にも・・・



床下の定期点検に
来ました。

近くで工事をしているので、
屋根を無料で点検しますよ。

POINT 1 突然訪問してきた事業者には点検させない。

信頼できるか分からない事業者の点検は、断りましょう。

POINT 2 その場ですぐに契約しない。

不安をあおるような説明は、うそかもしれません。

本当に必要な契約か、身の回りの方と相談するなどしてよく考えましょう。

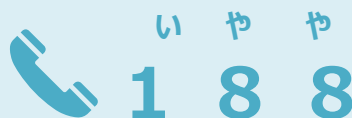
POINT 3 クーリング・オフができる場合があります。

もし契約してしまっても、8日以内であれば契約が解除できる可能性があります。



突然事業者が訪問してきて不安に感じたときや
断り切れず契約してしまったときなどは、相談しましょう

消費者ホットライン



お近くの消費生活相談窓口
をご案内します。



経済産業省
九州経済産業局
Kyushu Bureau of Economy, Trade and Industry



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan